

# 医療分野における ICT 化と情報法制研究所への期待

津田塾大学総合政策学部教授

森 田 朗

MORITA Akira

近年、社会の多分野において ICT 活用の動きが一段と加速してきた。世の中は AI の可能性に関する話題で満ちているし、それによって生じるかもしれない個人情報の漏洩リスクについての議論も活発に展開されている。

とくに、医療・介護分野での ICT 活用の動きは急速である。筆者も、中医協の公益委員を勤めた経験から、この分野の ICT 活用には関心をもっており、個人的には ICT の活用を積極的に推進すべきと考えている。

というのは、現在、わが国が直面している少子高齢化・人口減少、財政危機という深刻な状況に対処するには、先進諸国、とくに北欧やバルト三国の一つエストニアがすでに進めているように、積極的な ICT の導入が不可欠と思われるからである。

たとえば、エストニアでは、国民の健康情報は、個人番号によって総合的に管理されており、医療機関での診察に際しては、病院等で診察する医師はこれまでに他の医療機関で受診した記録をみることができることはもとより、電子化されている処方箋によって、患者はどこに住んでいても必要な医薬品を受け取ることができる。

また、スペインのアンダルシア地方でも処方箋が電子化されており、患者はどこかの調剤薬局でも処方された医薬品を購入できるのみならず、支払う自己負担の金額が、前年度の所得に応じて自動的に調整されている。たとえば、年金生活者は一割負担で済むが、所得が増えるにしたがって、自己負担の比率が自動的に高くなるのである。それが、患者、とくに高齢の患者にとって受診に伴う負担を大いに減らすことはいうまでもない。

医療分野での ICT 化のメリットは、もちろんそればかりではなく、何よりも電子カルテ等の情報を患者毎に匿名化した上で結合することにより、

かつては医学研究において限られたサンプルと費用をかけて収集していた以上のデータを、正確に早く、しかも大量に収集することができる。

こうしたアウトカム・データによって、病気の原因の究明や有効な治療法の発見が大いに進むことになる。それを病気で苦しむ患者に適用することで、個々の患者に最も適した個別化医療が可能になり、医療の質が向上することはまちがいない。

さらにいえば、このような臨床現場において収集されたビッグデータから、医療資源の効率的な利用のあり方も明らかになるだろう。わが国では、このまま高額な医療技術や医薬品等の導入が続き高齢化が進むと、医療保険財政は立ち行かなくなる。これまでは、複雑なため困難であった医療資源の効率的な使用が、ICT の活用によって可能になるのである。その場合の鍵となるのが、個々の国民の健康情報を結びつけるための個人番号の存在である。

在宅医療が推奨され、地域包括ケアの拡充が推進されているとき、何よりも個々の患者にとっての利便性と医療資源の効率的な使用に資するのが、このような医療の ICT 化であり、情報の連携である。多くの国民に対して質の高い医療を提供するためには、まさに推進されるべきものといえよう。

もちろん国民の医療情報、とくに病歴は最も他人に知られたくない個人情報である。改正個人情報保護法でも、要配慮個人情報としてその取扱いに特に配慮を要するものとされ、取得に当たっては本人の同意を要することとされている。

だが、過度に厳格に個人情報の保護を図ろうとすると、上述したような医療分野における情報の活用は制限されることになりかねない。これからの医療における患者の多くは、在宅で医療や介護サービスを受ける高齢者であり、彼らにとって必

要なのに関係する医療・介護の従事者間の情報共有とそれに基づく業務の連携である。

実際の運用に当たっては、患者にとってのメリット、限られた医療資源の効率的使用という社会的メリットと、個人情報保護という価値とのバランスを考慮し、制度の目的を見失わないようにすべきである。

門外漢として、現在の個人情報保護をめぐる議論をみていると、法的な観点のみからの狭量な議論が多いように思われる。個人の権利を守ることの重要性は否定すべくもないが、個人の権利の十分な保護は法的観点からの最適化であっても、それは他の価値も含めた社会全体の視点からみれば部分最適化にすぎない場合も少なくない。

より広く全体的最適化を図るためには、法的な視点だけではなく、まさに情報法制研究所のホームページに述べられているように、「広く経済学、経営学、情報学、情報理工学といった多分野の研究者が集い、あるべき情報法制を求めて、立法政策を含む社会の諸制度について実践的な研究と提言を行う」ことが必要であろう。

ICTは、筆者の知るかぎり、従来の人間の情報処理の限界を超えた解析や発想を可能にする。その利点を活かすには、リスク回避も含めて、諸価値の実現可能性をできる限り客観的に評価し、諸価値間のバランスをとった政策思考が重要であり、それには、これまでのディシプリンの枠にとられない総合的、俯瞰的な発想が必要である。そして、それを実践するためには、既存の思考方法をリセットし発想の転換を図らなくてはならない。そうした研究を情報法制研究所・情報法制学会に、とくにそこに集う若き研究者に期待したい。